# 鍵施錠管理運用要領 (総務部)

### 改廃履歴

Rev	改 廃 内 容	実 施 日
1.0	初版	2013. 01. 01
2.0	外部倉庫の取り壊しに伴う改正	2017. 04. 01
2. 1	施錠場所の見直し(第2条)、保管場所の見直し(第3条)	2020. 07. 15

#### 鍵施錠管理運用要領 (総務部)

規程番号 1101-0000-03-要制定日 2013年 1月 1日 改正日 2020年 7月15日

(目的)

第 1条 本要領は、施設管理規程第10条第2項に規定された鍵管理手順書として、総務部の 鍵管理に関して必要な事項を定め、業務運用の円滑化を図ることを目的とする。

(施 錠)

- 第 2条 総務部に割り当てられたキャビネットについては、業務遂行上、短時間で頻繁に使用 する場合を除き、常時施錠とする。ただし、TO7、TO8の引き出しについては、勤 務時間中は開錠したままでよい。
  - 2 事務机横キャビネット、簡易耐火金庫については、勤務時間中は開錠したままでよい。

#### (鍵の保管)

- 第 3条 総務部が管理する鍵は、以下の場所にて保管する。
  - (1) 入退管理システムと連動したキーボックス
  - (2) 施錠管理できるキャビネット、簡易耐火金庫

(マスターキーの管理)

第 4条 マスターキーは、施設館内で重要な鍵であることから、マスターキー管理簿(様式1) にて、持ち出しおよび返却を管理し、総務部副部長の検印を受ける。

(社用車キーの管理)

第 5条 社用車キーは、運行日誌にて運行責任者の押印があることを確認した上で、その使用 者に貸与する。使用後は運行日誌と一緒に返却する。

## マスターキー管理簿 (総務部)

日付	所属 使用者	理由	使用時間				<b>1</b> ∨ ∟ H
			持出時間	確認者	返却時間	確認者	検印
/			:		:		
/			:				
/			:		:		
/			:		:		
/			:		:		
/			:		:		
/			:		:		
/			:		:		
/			:		:		
/			:		:		
/			:		:		
/			:		:		
/			:		:		
/			:		:		
/			:		:		